

栗林公園商工奨励館西館カフェ管理者募集要項

1 管理者の募集

文化財庭園である特別名勝栗林公園の中核施設の一つである商工奨励館内の西館カフェ（以下「西館カフェ」という。）について、施設の適正かつ効果的・効率的な管理運営によるサービスの向上等を図ることを目的として、西館カフェの管理を行う者（以下「管理者」という。）を募集します。

募集に参加する者は、この募集要項及び仕様書をよく読み、内容をご承知の上、お申し込みください。

2 管理者を募集する施設

(1) 名 称 栗林公園商工奨励館西館カフェ

(2) 所 在 地 香川県高松市栗林町一丁目 20 番 16 号 栗林公園内

(3) 施設の概要

管理許可予定面積	125 m ² （下記商工奨励館西館内）
管理許可施設の構成	ホール、厨房及び控室
電 気	高圧受電 （負荷容量 39 kW）
水 道	量水計
プロパンガス	なし

〔商工奨励館の概要〕

建設時期	明治 32 年（1898 年）完成
建築面積	1,114.71 m ²
延床面積	1,252.84 m ²
主な構成施設	本館 <木造瓦葺二階>
	東館 <木造瓦葺平屋>
	西館 < 〃 >
	北館 < 〃 >
	渡廊下（南東、南西、北東、北西） < 〃 >

※商工奨励館は、都市公園である栗林公園内の施設であるとともに、明治時代に建築された歴史的に貴重な建築物ですので、施設の管理にあたっては諸条件を守っていただく必要があります。よくご確認のうえ、応募してください。

※香川県都市公園条例に規定された使用料のほか、負担金（提案負担金額に消費税及び地方消費税を加算した額）、光熱水費等が必要になります。

3 応募者について

複数の事業者による共同企業体での応募も認めます。その際、応募者は、共同企業体の代表者としてします。この場合、共同企業体を構成する全ての企業が「4 応募資格」を満たす必要があります。

4 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での申込みはできません。また、次の要件を満たす法人等であることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

- (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和 59 年香川県告示第 456 号)又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成 11 年香川県告示第 787 号)により、指名停止の措置を受けていない者、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- (5) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- (7) 現地説明会(下記 7 (2) 参照)に参加していること。

5 管理の条件等

(1) 管理期間

施設営業開始日 ～ 令和 12 年 1 月 31 日

管理者決定後、都市公園法第 5 条に基づく管理許可を行います。なお、管理期間経過後は、改めて公募により、次期管理者を選定します。

※令和 7 年 8 月を次期管理者による施設営業開始のための準備期間とし、施設営業開始は令和 7 年 9 月中を見込んでいます。営業開始日等の詳細については、管理候補者が決定後、協議を行い決定します。

(2) 施設の使用料等

施設の使用料及び施設の使用に係る負担金を、毎年度、前納で、香川県栗林公園観光事務所(以下「事務所」という。)が発行する納入通知書により納入してください。

① 施設の使用料(年額、前納)

香川県都市公園条例第 11 条に規定する使用料を、毎年度、事務所の発行する納入通知書により、事務所が指定する期日までに全額納入してください。

※使用料は年間 451,250 円(125 m²×3,610 円/年・m²)です。

ただし、各年度において、管理期間が 1 年に満たない場合、条例に基づき算定した額とします。

また、香川県都市公園条例の改正により、使用料の額を変更することがあります。

② 施設の使用に係る負担金(年額、前納)

上記①の使用料とは別に、応募者が提案する 1 年当たりの負担金(提案負担金額に消費税及び地方消費税を加算した額)を、事務所の発行する納入通知書により、事務所が指定する期日までに全額納入してください。なお、当該負担金の根拠となる提案負担金額は、契約期間中に変更しないものとします。

※各年度において、管理期間が 1 年に満たない場合は日割りで算定した額とします。

③ 使用料等の返還

使用料及び負担金は、原則として返還しません。ただし、県が特別の事由があると認めたときはこの限りではありません。

④ 管理者が交代した場合

管理者の交代が決定した場合、新たに決定した管理者による内装工事等が終了し、営業を開始したと県が認めた時点をもって、管理期間の始期とし、施設の使用料及び施設の使用に係る負担金についての起算時点とします。

(3) その他の必要経費

光熱水費（実費）、軽微な修繕費用、消耗品に係る経費等は、管理者に負担していただきます。

(4) 用途の指定

西館カフェを、都市公園法第5条に規定する便益施設として使用してください。なお、管理者が自ら管理しなければなりません。管理にあたっては、別添の仕様書に従ってください。

(5) その他管理条件・事業内容等

別添仕様書のとおりとします。

(6) 店の名称の提案

店の名称は、ガーデンカフェ栗林とします。

ただし、この名称が、提出する事業計画の内容とそぐわない場合、新たな名称を事業計画の中で提案することができます。提案を参考に、特別名勝栗林公園及び店の雰囲気、メニューにふさわしい名称を、県が決定します。なお、提案いただいた名称を使用しない場合があります。

(7) 原状回復

管理期間が満了したとき、又は管理許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復してください。ただし、原状に回復する必要がないと県が判断した場合は、この限りではありません。

6 スケジュール（予定）

① 公告	令和7年5月 1日（木）～5月15日（木）
② 応募意思表明書等受付締切り	5月15日（木）
③ 応募資格要件の確認結果通知	5月16日（金）
④ 現地説明会の開催	5月19日（月）
⑤ 質問の受付締切り	5月20日（火）
⑥ 質問に対する回答	5月27日（火）
⑦ 応募申込書（事業計画書）等の提出締切り	6月19日（木）
⑧ 審査会（プレゼンテーション実施）	6月下旬（予定）（日時を別途通知する）
⑨ 選定結果通知	6月30日（予定）
⑩ 契約締結	7月中旬（予定）

7 応募の手続

(1) 応募方法

① 応募意思表明書等

応募希望者は、応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件確認書類並びに現地説明会申込書（様式2）を次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年5月15日（木）

なお、持参する場合は午前9時から午後5時までとします。なお、最終日については、次に定めるいずれの方法でも午後5時までとします。

イ 提出方法

栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。

郵送の場合は書留により、表に「栗林公園商工奨励館西館カフェ管理者応募意思表明書等在中」と朱書きしてください。

ウ 提出書類と提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き原則として日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）としてください。

- a 応募意思表明書（様式1） 正本1部
 - b 現地説明会申込書（様式2） 正本1部
 - c 応募資格要件確認書類 正本1部
 - ・香川県の県税に滞納がないことを証する納税証明書（原本を提出）
 - ・応募日の直前の事業年度の決算期に係る法人税の納税証明書（納税証明書 その1）（原本を提出）
 - ・消費税及び地方消費税に未納税額がないことを証する書類（納税証明書 その3）（原本を提出）
- ※県税については香川県県税事務所に、国税については税務署にお問い合わせください。

エ 応募資格確認

応募意思表明書を提出した者全員に対し、令和7年5月16日（金）までに応募資格の確認結果を通知します。応募資格要件に適合した者に限り、現地説明会に参加でき、応募申込書を提出することができます。

② 応募申込書等

応募資格要件に適合した者は、応募申込書等を次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年5月16日（金）～令和7年6月19日（木）

なお、持参する場合は午前9時から午後5時までとします。なお、最終日については、次に定めるいずれの方法でも午後5時までとします。

イ 提出方法

栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。

なお、郵送の場合は、書留により、表に「栗林公園商工奨励館西館カフェ管理者応募申込書等在中」と朱書きしてください。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き原則としてA4判とし、次の順番でファイルに綴じて提出してください。

- a 応募申込書（様式3） 正本1部
- b 事業計画書（様式4） 正本1部 副本9部
- c 関係書類 正本1部 副本9部
 - ・定款もしくは寄付行為の写し又はこれらに相当する書類
 - ・法人の登記事項証明書
 - ・法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
 - ・役員名簿
 - ・法令等の規定により、実施する事業に許認可を要する場合は、該当する許認可等の写し
 - ・労働関係法令の遵守を確認できる書類（労働条件通知書様式、就業規則等の写し）

- ・個人住民税の特別徴収の実施状況を証する書類（特別徴収実施確認書）（正本については写し不可）
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）過去3年分
- ・同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

(f) 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

(g) 同種又は類似の施設の運営体制、運営業務の期間

③ その他

提出書類に不備がある場合には受け付けられません。

提出書類の作成に当たっては、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(2) 現地説明会

応募に参加する者は、必ず現地説明会に参加して、施設・設備を確認してください。

- ① 日時 令和7年5月19日（月）午前を予定
- ② 場所 栗林公園観光事務所会議室（香川県高松市栗林町一丁目20番16号）
※募集要項等の説明をした後、商工奨励館に移動します。

③ 参加申込方法

上記（1）①のとおり、令和7年5月15日（木）までに現地説明会申込書（様式2）を香川県栗林公園観光事務所総務課まで提出してください。

④ その他

参加人数は、1法人等当たり3名までとします。

天候等の事情により、現地説明会を開催できない場合は、別途連絡します。

(3) 質問事項の受付及び回答

① 提出方法、受付期間

応募資格要件に適合する者は、質問事項があれば、質問書（様式5）を作成し、栗林公園観光事務所総務課まで持参、郵送、FAXのいずれかにより提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

受付期間は、令和7年5月1日（木）から令和7年5月20日（火）午後5時までとします。質問書を持参する場合は、午前9時から午後5時までの時間に提出してください。なお、最終日については、いずれの方法でも午後5時までとします。

② 回答

回答は、応募意思表明書を提出し、応募資格要件に適合した者全員に対して、令和7年5月27日（火）までに、文書により回答します。なお、質問者の企画提案そのものに関わる質問については、質問者にも回答します。

また、令和7年5月26日（月）までに応募の辞退を申し出た者には回答しません。

③ その他

募集要項等の内容に関する質問及びその回答については、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問への回答は行いません。

(4) 応募内容の変更

提出された応募申込書等については、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認められ

ません。

(5) 応募の取下げ

応募意思表明書の提出後、応募を取り下げる場合には、取下書（様式6）を令和7年6月23日（月）午後5時までに、栗林公園観光事務所総務課まで持参又は郵送により提出してください。

(6) 費用の負担

応募から引継ぎまでの間に必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

8 管理者の選定

(1) 選定方法

応募者から提出された事業計画書等により、審査（プレゼンテーション等）を実施し、管理者を選定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 選定審査対象からの除外等

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 所定の応募資格・条件を満たさない場合
- ② 複数の事業計画書を提出した場合
- ③ 応募者やその関係者が、選定委員、関係職員と選定に関して不当な接触を行った場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

(3) 選定基準

選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションを行い、以下の得点基準及び選定基準により、総合点数方式により候補者を選定します。

プレゼンテーションは応募者毎に20分以内とし、質問10分と合わせて30分以内とします。（予定）一又は複数の法人等から申請があった場合でも、提案内容を総合的に判断して、候補者なしとする場合があります。

【審査会実施日及び場所（予定）】

令和7年6月下旬 栗林公園商工奨励館北館ホールを予定

※応募申込のあった者に別途通知する。

<得点基準>

評価基準	得点	配点ウェイト
特に優れている	5	選定するための点数については、選定基準の配点ウェイトにより算定する
優れている	4	
普通	3	
劣っている	2	
特に劣っている	1	

<選定基準>

選定基準及び審査の観点	配点ウエイト (得点に乗じる係数)	満 点
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目のないこと。	(確保されない場合は、失格)	
(2) 栗林公園にふさわしく、来園者に喜ばれる西館カフェの運営ができること。 ① 室内空間は、室内装飾などの工夫を行い、栗林公園や商工奨励館にふさわしい、幅広い世代の利用者に喜ばれるものか。 ② 提供メニューは、利用者から喜ばれる満足度の高い内容か。また、県産品を取り入れ、国内外の利用者に香川県の食材の良さをPRできるものか。 ③ 提供される商品の価格は、適正か。	× 7	3 5
(3) 公園活性化のための取り組みがあること。 ① 商工奨励館を含む栗林公園の活性化につながる効果的な広報活動はあるか。 ② 北館ホール利用者からの相談に応じた飲食の提供は可能か。 ③ 西館カフェや北館ホールを活用した独自の企画はあるか。	× 4	2 0
(4) 応募者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ① 応募者の実績 ② 人的能力（管理運営組織） ③ 物的能力（経営基盤） ④ 応募者の安定性・信頼性 ⑤ 応募者の取組み姿勢 ⑥ 個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦ 関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	× 6	3 0
(5) 提案される負担金の額 ① 県の財源への寄与度 原則として応募者からの提案額アと最高提案額イにより評価する。 <計算式> 【申請者の点数】 = 1 5 × ア／イ ※端数が出る場合は四捨五入した値を点数とする	提案負担金額をもとに、左記計算式により算出（15 点満点）	1 5
合 計		1 0 0

(4) 審査結果の通知等

- ① 審査の結果は、審査会後にすべての審査会参加者に文書で通知します。
- ② 管理者を決定したときは、次の事項について公表することがあります。
 - ・応募者数
 - ・管理者決定日
 - ・管理者名
 - ・管理者の合計点

(5) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、事務所は、審査結果の公表その他、県が必要と認めた場合には、提案書の内容を無償で使用するものとします。

また、提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

なお、応募の取下げがあった場合を除き、提出された書類は、返却しません。

9 管理者の決定

(1) 管理許可

管理者の決定を行ったときは、都市公園施設管理許可申請書を提出していただき、西館カフェの管理許可を行います。

(2) 契約締結

管理者の決定後、細目について協議し、「栗林公園商工奨励館西館カフェの管理運営に関する契約」を締結します。

(3) 管理者の決定の取消し

管理者の決定後、管理許可や契約締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
- ② 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき。
- ③ 応募者の資格を失ったとき。
- ④ 経営状況の悪化等により、事業の遂行が確実にないと認められるとき。
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 問い合わせ先

香川県栗林公園観光事務所総務課

郵便番号 760-0073 香川県高松市栗林町一丁目 20 番 16 号

電 話 087-833-7411

FAX 087-833-7420

E-mail ritsurin@pref.kagawa.lg.jp